

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900090号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900021号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を52万1,000円、平成18年7月16日の標準賞与額を31万8,000円、同年12月15日の標準賞与額を52万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日、平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月16日
③ 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は52万1,000円、請求期間

②は31万8,000円、請求期間③は52万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年10月31日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800685号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年10月1日から同年10月3日まで

平成28年9月29日にA社の採用面接に行き、それまでに同業の事業所で経験していた業務と同様の業務だったため、面接の際、同年10月1日(土曜日)の勤務を依頼され、同年10月1日の9時頃から20時頃まで勤務したにもかかわらず、同年10月3日からの厚生年金保険の被保険者記録となっているので、厚生年金保険の記録を同年10月1日から訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社で勤務していたと主張し、平成28年10月1日を就職年月日とする同社に係る平成28年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)を提出している。

しかしながら、事業主から提出された雇入通知書には、請求者の雇用期間が平成28年10月3日から平成29年3月31日までと記載されており、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日及び労働局から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の資格取得年月日は平成28年10月3日と記載されている。

また、事業主は、源泉徴収票の就職年月日が平成28年10月1日になっている件について、人事担当者と給与担当者の連携不足で同年10月3日雇入のところ給与担当者が間違えて同年10月1日として作成してしまった旨及び請求者の同年10月1日の勤務について確認できる資料はなく、平成28年10月3日より前には、請求者はA社に勤務していない旨回答している。

さらに、労働局から提出された雇用保険の支給に係る「支給台帳全記録照会」には、請求者に平成28年10月1日から同年10月2日までを支給期間とする基本手当(10,488円)が支給されたことが記載されており、B銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表に、同年11月16日に「シヨクギヨウアンテイキヨク」から上述の基本手当と同額が入金されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間におけるA社に係る勤務について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間にA社において勤務していたことを認めることはできない。